

経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
令和5年12月26日(火)

担 当	職業安定部職業対策課	
	課長	長谷川 浩
	課長補佐	麻田 淳嗣
	地方障害者雇用担当官	山口 隆行
電話 075-275-5424		

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

京都労働局（局長 赤松俊彦）は、京都府内の民間企業及び公的機関における令和5年の障害者雇用状況集計結果を取りまとめましたので公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

この集計結果は、同法に基づき障害者の雇用義務のある事業主などに、6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況についての報告を求め、それを集計したものです。

なお、全国の集計結果につきましては、厚生労働省から公表しています。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.3%） ※ 以下（ ）は前年値

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
 - ・雇用障害者数 11,032.0人 (10,527.0人)、対前年比4.8% (505人) 増加
 - ・実雇用率 2.37% (2.31%)、対前年比0.06 ポイント上昇

〈地方公共団体〉（法定雇用率2.6%・京都府教育委員会・京都市教育委員会は2.5%）

- 全体として雇用障害者数等は増加しているが、法定雇用率に達していない
 - ・京都府の機関： 雇用障害者数 147.5人 (150.0人)、実雇用率 2.56% (2.60%)
 - ・京都府教育委員会：雇用障害者数 182.0人 (175.0人)、実雇用率 1.80% (1.74%)
 - ・市町村の機関： 雇用障害者数 826.0人 (789.5人)、実雇用率 2.58% (2.46%)
- ※ 京都府教育委員会・京都市教育委員会については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行令第2条ただし書きにより2.5%の法定雇用率が適用される。

〈独立行政法人等〉（法定雇用率2.6%）

- 雇用障害者数及び実雇用率は次のとおり
 - ・雇用障害者数 87.5人 (90.0人)、実雇用率 2.50% (2.59%)

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況（概要）等

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合等

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業・法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者数は11,032.0人で、前年より505.0人増加（前年比4.8%増）した。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は6,461.5人（前年6,352.0人、1.7%増）、知的障害者は2,639.5人（前年2,515.5人、4.9%増）、精神障害者は1,931.0人（前年1,659.5人、16.4%増）であり、精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.37%（前年は2.31%）で過去最高を更新。
- ・ 報告企業数は1,963社（前年1,975社）。
法定雇用率達成企業は、1,055社（前年1,028社）で、達成企業の割合は53.7%（前年52.1%）と前年より1.6ポイント増加した。
- ・ 未達成企業は908社（前年947社）で39社減少した。
不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が609社（前年625社）、また、障害者を1人も雇用していない企業（0人企業）は514社（前年532社）であった。

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別に見た雇用されている障害者の数と実雇用率は、
43.5～100人未満企業規模では、1,495.5人（前年1,454.0人）、2.21%（前年2.15%）
100～300人未満規模企業では、2,359.5人（前年2,293.0人）、2.31%（前年2.23%）
300～500人未満規模企業では、1,032.5人（前年988.5人）、2.18%（前年2.18%）
500～1,000人未満規模企業では、1,223.5人（前年1,255.5人）、2.30%（前年2.35%）
1,000人以上規模企業では、4,921.0人（前年4,536.0人）、2.51%（前年2.44%）となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満で51.5%（前年50.3%）、100～300人未満で57.3%（前年54.2%）、300～500人未満で52.3%（前年48.8%）、500～1,000人未満で47.1%（前年52.3%）、1,000人以上で67.9%（前年65.5%）となった。

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の障害者の雇用数は、「製造業」4,802.5人、「医療、福祉」1,893.0人、「卸売業、小売業」1,046.0人で多く、合わせると全体の70.2%を占めている。

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和5年6月1日現在、特例子会社（親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社）の認定を受けている企業数は15社で、前年と同数であった。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）

- ・ 京都府の機関に在職している障害者の総数は、147.5人と前年より2.5人減少した。実雇用率は2.56%と前年より0.04ポイント低下した。
- ・ 各機関の実雇用率については、京都府知事部局が2.61%（前年2.60%）、京都府公営企業が1.49%（前年2.36%）、京都府警察本部が2.37%（前年2.60%）となっている。

(2) 京都府教育委員会

- ・ 京都府教育委員会（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は182.0人と前年より7.0人増加し、実雇用率は1.80%と前年を0.06ポイント上回ったが、依然70人の不足数がある。

(3) 市町村の機関（京都市教育委員会を含む）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の総数は826.0人と前年より36.5人増加し、実雇用率は2.58%と前年より0.12ポイント増加した。

(※) 京都市教育委員会

- ・ 京都市教育委員会（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の総数は142.5人と前年より4.5人増加し、実雇用率は2.25%と前年より0.08ポイント増加した。

3 独立行政法人等における雇用状況

- ・ 独立行政法人等に雇用されている障害者の数は87.5人で、前年より2.5人減少した。
- ・ 実雇用率は2.50%と前年を0.09ポイント下回った。

4 今後の取組み

- ・ 令和6年4月1日から法定雇用率が民間企業、公的機関とも0.2%引き上げられることが決まっており、法定雇用障害者数に不足が生じている（不足が見込まれる）民間企業、公的機関に対して、公共職業安定所及び労働局は法に基づく指導を行うとともに、相談・助言、情報提供、就職面接会の開催などを通じ、障害者雇用をバックアップする取組みを進めていくこととする。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

なお、特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇率を下回らない率をもって定めることとされている。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …… 2.3% (43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …… 2.6%
(38.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 ……………… 2.6% (38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 ……………… 2.5% (40人以上規模の機関)

※ () 内の人数は、各々の割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模を表す。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

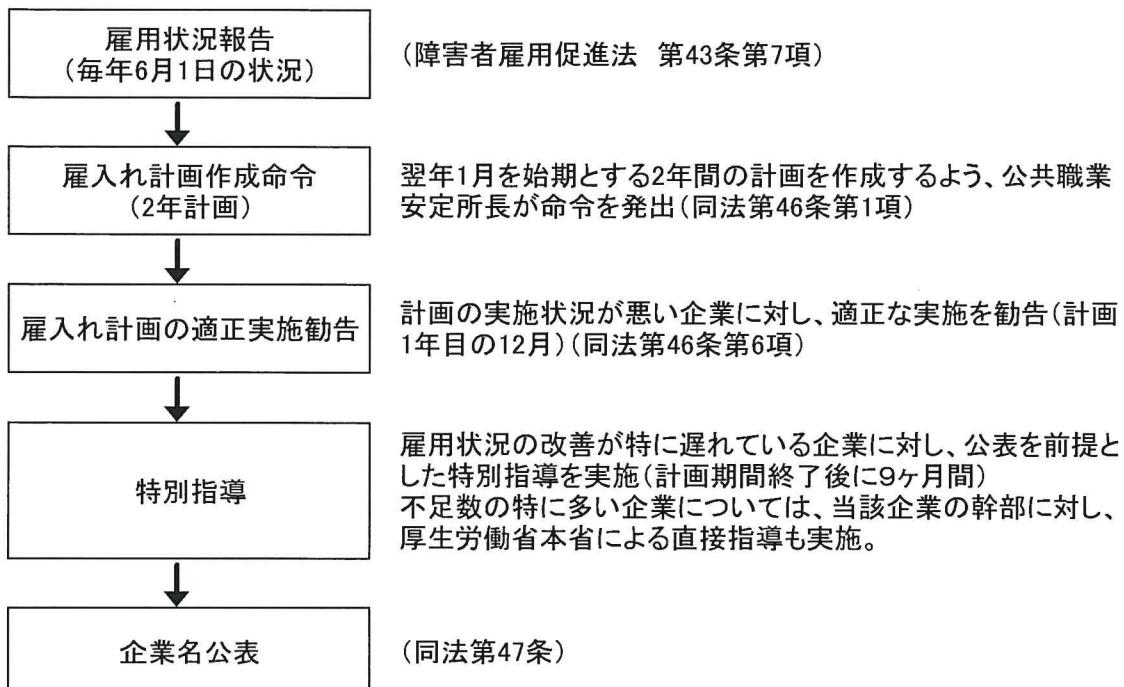
$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

【障害者をカウントする際の扱い】

- ※ (原則) 1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者を1人としてカウントする。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 当分の間、精神障害者である短時間労働者は、雇入れからの期間等に關係なく、1人分としてカウントされる。

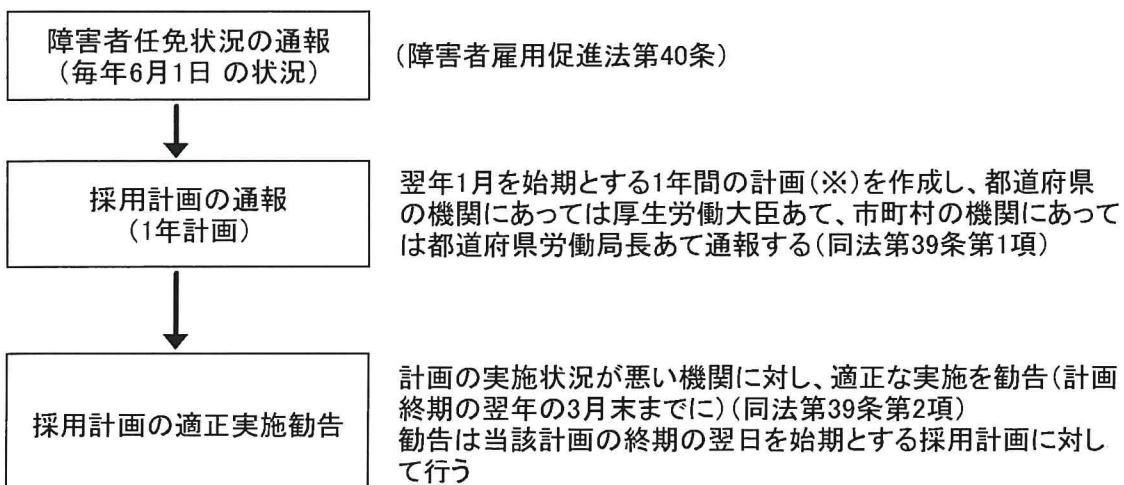
◎障害者雇用率達成指導の流れ(民間企業)

雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



◎障害者雇用率達成指導の流れ(地方公共団体)

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間

参考資料

障害者の雇用状況(令和5年6月1日現在)

<目次>

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）	参考資料
(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況 ① 概況	3
産業別の雇用状況 ② 障害者種別雇用状況	4
産業別の雇用状況 ③ 製造業における雇用状況	5
産業別の雇用状況 ④ 製造業における障害者種別雇用状況	6
(4) 民間企業における雇用状況の推移	7
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	8
2 公的機関における在職状況	
(1) 府の機関の状況（法定雇用率2.6%）	9
(2) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.6%）	10
(3) 府の教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）	9
3 独立行政法人等における雇用状況	
(1) 独立行政法人の状況（法定雇用率2.6%）	9

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の数の基礎となる労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 E=②×100 A×2+B+C+D ×0.5 F.うち新規 雇用分	⑤ 法定雇用率 法定企業の 造成企業の 数 E=②×100 A×2+B+C+D ×0.5 F.うち新規 雇用分 ⑥ 法定雇用率 法定企業の 造成企業の 割合 ⑤÷①×100
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並びに 精神障害者 (注4)		
京都府	1,963 (1,915)	人 466,404.5 (455,405.0)	人 2,119 (2,012)	人 321 (301)	人 6,165 (5,658)	人 616 (848)	人 11,032.0 (10,527.0)
全国	108,202 (107,691)	人 21,523,661.0 (27,281,606.5)	人 127,318 (125,433)	人 17,553 (17,969)	人 350,061 (55,844)	人 39,856 (613,958.0)	人 642,178.0 (58,885.0)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労 働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. 知的障害 者の重度の 障害者である 短時間労 働者	g. 知的障害 者の重度以外 の障害者である 短時間労 働者
京都府	人 11,032.0 (10,527.0)	人 1,820 (1,773)	人 224 (201)	人 2,450 (2,454)	人 295 (302)	人 6,461.5 (6,352.0)	人 431.5 (398.0)	人 299 (299)
全国	人 642,178.0 (613,958.0)	人 104,794 (103,362)	人 13,119 (13,369)	人 128,976 (128,909)	人 16,949 (17,531)	人 300,157.5 (23,948.0)	人 22,524 (22,071)	人 4,434 (4,600)

[1 (1) ①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者の数の算定の基礎となる労働者数」とは、當用労働者数から除外される労働者数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することができる場合に相当する労働者数)を除いた労働者数である。

注2 ③欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者の数」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントをしている。

注3 ④欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者の数」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。また、精神障害者である労働者数については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄及び④c欄及び④d欄を算出するに当たり0.5カウントしている。

注4 C欄は週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注5 D欄の精神障害者は、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること。

注6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。
() 内は、令和4年6月1日現在の数値である。

注7 () 内は、令和4年6月1日現在の数値である。

[1 (1) ②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③a欄及び④d欄の計である。
注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントをしている。
注3 ③a欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④c欄(注5参照)に該当する者を除く。)については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③c欄及び④d欄を算出するに当たり0.5カウントしている。

注4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が30時間未満の労働者である。

注5 ①e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。精神障害者であるすべての短時間労働者を含むものとされている。
注6 ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること。

注7 ③c欄及び④c欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。
() 内は、令和4年6月1日現在の数値である。

[1 (1) ②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③a欄及び④d欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者について法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントをしている。

注3 ③a欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④c欄(注5参照)に該当する者を除く。)については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③c欄及び④d欄を算出するに当たり0.5カウントしている。

注4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が30時間未満の労働者である。

注5 ①e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。精神障害者であるすべての短時間労働者を含むものとされている。
注6 ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること。

注7 ③c欄及び④c欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。
() 内は、令和4年6月1日現在の数値である。

[1 (1) ②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③a欄及び④d欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者について法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントをしている。

注3 ③a欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④c欄(注5参照)に該当する者を除く。)については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③c欄及び④d欄を算出するに当たり0.5カウントしている。

注4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が30時間未満の労働者である。

注5 ①e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。精神障害者であるすべての短時間労働者を含むものとされている。
注6 ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること。

注7 ③c欄及び④c欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。
() 内は、令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の数		③ 障害者の数	④ 実雇用率 $E \div (②) \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度者及び 重度知的障 害者			
規模計	1,963 (1,975)	466,404.5 (455,405.0)	2,119 (2,072)	人	人	人
43. 5～100人未満	1,044 (1,051)	67,612.5 (67,738.0)	230 (240)	人	人	人
100～300人未満	646 (651)	102,244.0 (102,764.5)	406 (395)	人	人	人
300～500人未満	132 (129)	47,488.0 (45,326.0)	188 (179)	人	人	人
500～1,000人未満	85 (86)	53,121.0 (53,372.5)	233 (255)	人	人	人
1,000人以上	56 (58)	195,969.0 (186,204.0)	1,062 (1,003)	人	人	人

注 1 (1) ①の表と同じ

② 章種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数	④ 精神障害者の数	
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労 働者	c. 重度 の身体障害 者である短 時間労働者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. $\frac{a+b+c+d}{5}$ $\times 0.5$
規模計	11,032.0 (10,527.0)	1,820 (1,773)	224 (201)	2,450 (2,454)	人	人
43. 5～100人未満	1,495.5 (1,454.0)	177 (185)	58 (61)	330 (327)	人	人
100～300人未満	2,359.5 (2,293.0)	357 (347)	71 (61)	558 (590)	人	人
300～500人未満	1,032.5 (988.5)	166 (156)	22 (21)	259 (270)	人	人
500～1,000人未満	1,223.5 (1,255.5)	190 (204)	22 (14)	234 (237)	人	人
1,000人以上	4,921.0 (4,536.0)	930 (881)	51 (44)	1,069 (1,030)	人	人

注 参考資料1ページの(1) (2)の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

産業	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者 (注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$				
産業計	企業 1,963	人 466,404.5	人 2,119	人 321	人 6,165	人 616	人 11,032.0	人 1,007.5	% 2.37	企業 1,055	% 53.7
	(1,975)	(455,405.0)	(2,072)	(301)	(5,658)	(848)	(10,527.0)	(906.0)	(2.31)	(1,028)	(52.1)
農、林、漁業	4	306.0	0	1	6	1	7.5	1.0	2.45	3	75.0
	(3)	(265.5)	(0)	(0)	(7)	(3)	(8.5)	(0.0)	(3.20)	(3)	(100.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	-	0	-
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(0)	(-)
建設業	61	5,157.0	19	5	49	4	94.0	5.0	1.82	36	59.0
	(58)	(5,078.5)	(23)	(5)	(49)	(8)	(104.0)	(7.0)	(2.05)	(37)	(63.8)
製造業	559	205,123.0	1,052	49	2,600	99	4,802.5	433.5	2.34	311	55.6
	(564)	(192,856.5)	(997)	(40)	(2,346)	(117)	(4,438.5)	(336.0)	(2.30)	(307)	(54.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	-	0	-
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	-	(0)	(-)
情報通信業	60	14,654.5	44	6	151	9	249.5	32.5	1.70	17	28.3
	(61)	(14,326.5)	(42)	(5)	(145)	(9)	(238.5)	(33.0)	(1.66)	(16)	(26.2)
運輸業、郵便業	124	15,030.5	95	8	235	26	446.0	31.0	2.97	76	61.3
	(122)	(15,056.5)	(82)	(8)	(242)	(33)	(430.5)	(28.0)	(2.86)	(76)	(62.3)
卸売業、小売業	340	53,593.5	169	30	630	96	1,046.0	79.0	1.95	147	43.2
	(353)	(55,133.0)	(173)	(31)	(600)	(149)	(1,051.5)	(116.0)	(1.91)	(151)	(42.8)
金融業、保険業	18	12,516.0	62	6	135	3	266.5	55.0	2.13	8	44.4
	(18)	(12,430.0)	(66)	(2)	(132)	(7)	(269.5)	(20.0)	(2.17)	(8)	(44.4)
不動産業、物品賃貸業	40	23,481.5	67	9	423	28	580.0	24.0	2.47	19	47.5
	(40)	(23,059.5)	(59)	(5)	(378)	(36)	(519.0)	(17.0)	(2.25)	(16)	(40.0)
学術研究、専門・技術サービス業	57	7,732.0	21	3	86	2	132.0	16.0	1.71	25	43.9
	(56)	(7,542.5)	(22)	(2)	(78)	(2)	(125.0)	(17.0)	(1.66)	(22)	(39.3)
宿泊業、飲食サービス業	88	16,722.5	69	4	192	40	354.0	39.5	2.12	40	45.5
	(87)	(16,494.5)	(64)	(9)	(157)	(68)	(328.0)	(40.5)	(1.99)	(41)	(47.1)
生活関連サービス業、娯楽業	59	7,255.0	18	7	100	13	149.5	16.0	2.06	26	44.1
	(62)	(7,631.5)	(28)	(6)	(115)	(19)	(186.5)	(7.5)	(2.44)	(32)	(51.6)
教育、学習支援業	57	16,396.5	66	5	182	16	327.0	21.0	1.99	25	43.9
	(63)	(16,610.0)	(78)	(5)	(180)	(20)	(351.0)	(33.5)	(2.11)	(29)	(46.0)
医療、福祉	319	60,446.5	317	156	995	216	1,893.0	176.0	3.13	209	65.5
	(315)	(60,650.0)	(309)	(154)	(881)	(305)	(1,805.5)	(164.5)	(2.98)	(195)	(61.9)
複合サービス事業	9	3,346.0	28	6	41	3	104.5	3.5	3.12	6	66.7
	(9)	(3,537.0)	(31)	(4)	(39)	(5)	(107.5)	(1.0)	(3.04)	(6)	(66.7)
サービス業	168	24,644.0	92	26	340	60	580.0	74.5	2.35	107	63.7
	(164)	(24,733.5)	(98)	(25)	(309)	(67)	(563.5)	(85.0)	(2.28)	(89)	(54.3)

注 参考資料1ページの1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	障害者の数 ①	②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者 告者	b.重度身体障 害者である短 時間労働者	c.重度身体障 害者である短 時間労働者	d.重度以外の 身体障害者 a×2+b+c+d d×0.5	e.計 f.うち新規雇 用分	g.重度知的障 害者 告者	h.重度知的障 害者である短 時間労働者	i.計 j.うち新規雇 用分	k.精神障害者 l.精神障害者 である短時間 労働者	n.うち新規雇 用分
産業計	11,032.0 (10,527.0)	人 1,820 (1,773)	人 224 (201)	人 2,450 (2,454)	人 295 (302)	人 6,461.5 (6,352.0)	人 431.5 (398.0)	人 299 (299)	人 97 (100)	人 1,784 (1,649)	人 321 (337)
農、林、漁業	人 7.5 (8.5)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 5 (5)	人 1 (5)
鉱業、採石業、砂利採 取業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)
建設業	人 94.0 (104.0)	人 18 (22)	人 5 (5)	人 42 (42)	人 3 (6)	人 84.5 (94.0)	人 1 (1)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 1 (2)
製造業	人 4,802.5 (4,438.5)	人 960 (895)	人 40 (34)	人 1,106 (1,077)	人 61 (57)	人 3,096.5 (2,929.5)	人 92 (102)	人 9 (6)	人 752 (653)	人 38 (38)	人 964.0 (882.0)
電気・ガス・熱供給・水 道業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)
情報通信業	人 249.5 (238.5)	人 41 (39)	人 5 (4)	人 60 (58)	人 5 (5)	人 149.5 (142.5)	人 3 (3)	人 1 (1)	人 4 (4)	人 4 (4)	人 13.0 (12.0)
運輸業、郵便業	人 446.0 (430.5)	人 79 (67)	人 8 (8)	人 167 (180)	人 14 (18)	人 340.0 (331.0)	人 16 (15)	人 0 (0)	人 44 (37)	人 12 (13)	人 82.0 (73.5)
卸売業、小売業	人 1,046.0 (1,051.5)	人 144 (147)	人 19 (20)	人 197 (212)	人 34 (41)	人 521.0 (546.5)	人 25 (26)	人 11 (11)	人 220 (212)	人 62 (76)	人 312.0 (313.0)
金融業、保険業	人 266.5 (269.5)	人 60 (64)	人 6 (2)	人 86 (93)	人 3 (6)	人 213.5 (226.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 7 (7)	人 0 (0)	人 11.0 (11.0)
不動産業、物販業	人 560.0 (519.0)	人 34 (31)	人 7 (5)	人 103 (100)	人 15 (13)	人 185.5 (173.5)	人 33 (28)	人 2 (0)	人 224 (219)	人 13 (12)	人 298.5 (281.0)
学術研究、専門・技術 サービス業	人 132.0 (125.0)	人 21 (22)	人 3 (2)	人 41 (39)	人 2 (2)	人 87.0 (86.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 10 (6)	人 0 (0)	人 10.0 (11.0)
宿泊業、飲食サービス 業	人 354.0 (328.0)	人 43 (42)	人 3 (8)	人 41 (46)	人 15 (19)	人 137.5 (147.5)	人 26 (22)	人 1 (1)	人 80 (62)	人 25 (30)	人 145.5 (122.0)
生活関連サービス業、 娯楽業	人 149.5 (186.5)	人 14 (20)	人 3 (2)	人 35 (36)	人 5 (6)	人 68.5 (81.0)	人 4 (8)	人 0 (4)	人 35 (55)	人 8 (7)	人 51.0 (78.5)
教育、学習支援業	人 327.0 (351.0)	人 61 (71)	人 5 (5)	人 64 (67)	人 5 (6)	人 193.5 (217.0)	人 5 (7)	人 0 (0)	人 40 (35)	人 11 (62)	人 55.5 (53.0)
医療、福祉	人 1,893.0 (1,805.5)	人 248 (249)	人 92 (81)	人 336 (345)	人 86 (78)	人 967.0 (963.0)	人 69 (60)	人 4 (8)	人 283 (274)	人 130 (130)	人 550.0 (532.0)
複合サービス事業	人 104.5 (107.5)	人 14 (16)	人 6 (3)	人 23 (21)	人 2 (3)	人 58.0 (57.5)	人 14 (15)	人 0 (1)	人 42.5 (47.0)	人 1 (2)	人 42.5 (47.0)
サービス業	人 580.0 (563.5)	人 83 (88)	人 22 (22)	人 148 (137)	人 9 (10)	人 358.5 (356.0)	人 9 (10)	人 4 (3)	人 63 (62)	人 15 (14)	人 92.5 (92.0)

参考資料1ページの1(1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況

産業	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合 $(⑤ \div ①) \times100$	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害者 、知的障 害者及び精 神障害者 (注 4)	D. 重度以外 の身体障害者 、知的障 害者及び精 神障害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者 (注 5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分			
製造業計	企業 559	人 205,123.0	人 1,052	人 49	人 2,600	人 99	人 4,802.5	人 433.5	% 2.34	企業 311	% 55.6
	564	(192,856.5)	(997)	(40)	(2,346)	(117)	(4,438.5)	(336.0)	(2.30)	(307)	(54.4)
食料品・たば こ	94 (100)	14,081.0 (14,498.5)	60 (60)	14 (11)	241 (235)	14 (28)	382.0 (380.0)	22.0 (17.5)	2.71 (2.62)	58 (65)	61.7 (65.0)
織維・衣服	26 (24)	10,028.0 (10,335.5)	52 (61)	2 (1)	148 (141)	5 (6)	256.5 (267.0)	13.0 (7.0)	2.56 (2.58)	17 (16)	65.4 (66.7)
木材・家具	8 (7)	603.5 (556.0)	1 (1)	0 (0)	10 (9)	0 (0)	12.0 (11.0)	1.0 (1.0)	1.99 (1.98)	4 (4)	50.0 (57.1)
パルプ・紙・ 印刷	59 (64)	12,148.5 (12,475.5)	43 (40)	0 (0)	142 (156)	8 (6)	232.0 (239.0)	18.0 (17.0)	1.91 (1.92)	30 (27)	50.8 (42.2)
化学工業	53 (51)	12,008.0 (11,355.0)	53 (52)	0 (0)	157 (137)	3 (5)	264.5 (243.5)	27.0 (25.0)	2.20 (2.14)	29 (28)	54.7 (54.9)
窯業・土石	11 (10)	1,724.5 (1,109.5)	10 (5)	2 (1)	13 (11)	0 (0)	35.0 (22.0)	2.0 (1.0)	2.03 (1.98)	7 (6)	63.6 (60.0)
鉄鋼	5 (4)	509.5 (435.0)	1 (2)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	10.0 (11.0)	0.0 (0.0)	1.96 (2.53)	3 (3)	60.0 (75.0)
非鉄金属	7 (7)	1,197.0 (1,205.5)	6 (5)	0 (0)	15 (12)	1 (1)	27.5 (22.5)	5.0 (0.0)	2.30 (1.87)	5 (4)	71.4 (57.1)
金属製品	48 (48)	5,484.5 (5,486.5)	23 (24)	2 (2)	85 (84)	2 (4)	134.0 (136.0)	11.5 (13.5)	2.44 (2.48)	34 (31)	70.8 (64.6)
電気機械	78 (78)	70,864.0 (69,019.0)	434 (422)	15 (16)	864 (805)	51 (47)	1,772.5 (1,688.5)	170.5 (134.0)	2.50 (2.45)	44 (46)	56.4 (59.0)
その他の機械	123 (119)	36,241.0 (35,113.0)	154 (151)	4 (3)	413 (401)	4 (7)	727.0 (709.5)	52.0 (41.0)	2.01 (2.02)	59 (54)	48.0 (45.4)
その他	47 (52)	40,233.5 (31,267.5)	215 (174)	10 (6)	504 (348)	11 (13)	949.5 (708.5)	111.5 (79.0)	2.36 (2.27)	21 (23)	44.7 (44.2)

注 参考資料1ページの1 (1) ①の表と同じ

④ 製造業における障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	d. 重度知的障害者	e. 重度知的障害者である短時間労働者	f. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	g. 重度知的障害者である短時間労働者	h. 重度知的障害者である短時間労働者	i. 重度以外の知的障害者である短時間労働者
製造業計	4,802.5 (4,438.5)	960 (34)	1,106 (1,077)	61 (57)	3,096.5 (2,329.5)	92 (102)	752 (653)	38 (38)	964.0 (882.0)	689 (588)
食料品・たばこ	382.0 (380.0)	38 (36)	10 (7)	58 (66)	7 (9)	147.5 (149.5)	22 (24)	4 (4)	132 (131)	7 (11)
繊維・衣服	256.5 (267.0)	47 (56)	2 (1)	51 (51)	4 (3)	149.0 (165.5)	5 (5)	0 (0)	48 (43)	1 (2)
木材・家具	12.0 (11.0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)
ペルプ・紙・印刷	232.0 (239.0)	37 (33)	0 (0)	52 (62)	2 (1)	127.0 (128.5)	6 (7)	0 (0)	45 (49)	6 (4)
化学工業	264.5 (243.5)	41 (39)	0 (0)	53 (48)	1 (1)	135.5 (126.5)	12 (13)	0 (0)	48 (40)	2 (2)
繊維・土石	35.0 (22.0)	10 (5)	2 (1)	8 (6)	0 (0)	30.0 (17.0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)
鉄鋼	10.0 (11.0)	1 (2)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	7.0 (10.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
非鉄金属	27.5 (22.5)	6 (5)	0 (0)	9 (7)	1 (1)	21.5 (17.5)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)
金属製品	134.0 (136.0)	23 (24)	2 (2)	28 (31)	1 (1)	76.5 (81.5)	0 (0)	0 (0)	30 (30)	1 (2)
電気機械	1,772.5 (1,688.5)	415 (400)	14 (16)	452 (451)	40 (34)	1,316.0 (1,284.0)	19 (22)	1 (0)	197 (152)	11 (10)
その他機械	727.0 (709.5)	147 (141)	4 (3)	176 (184)	2 (1)	475.0 (469.5)	7 (10)	0 (0)	135 (130)	2 (1)
その他	949.5 (708.5)	195 (154)	6 (4)	210 (161)	3 (6)	607.5 (476.0)	20 (20)	4 (2)	105 (67)	8 (6)

注 参考資料1ページの1(1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年 6 月 1 日現在)

年	京 都			全 国			法定雇用率(%)							
	障害者の数(人)		実雇用率(%)	法定雇用率達成企業の割合(%)		達成企業数(社)		障害者の数(人)	対前年増減	実雇用率(%)	対前年増減	法定雇用率達成企業(%)		
	対前年増減	対前年増減	0.07	45.7	1.2	1,351		601	283750.5	1.52	1.55	0.03	43.4	
平成18年	5584.5	346.5	1.64	44.5	1.351	601	18965.5	1.52	1.55	0.03	43.8	0.4		
19年	5931.0	341.0	1.71	45.7	1.2	1,397	639	302716.0	1.59	0.04	44.9	1.1		
20年	6222.0	341.0	1.76	48.0	2.3	1,389	667	325603.0	22887.0	1.59	0.04	45.5	0.6	
21年	6344.0	72.0	1.77	47.5	0.5	1,376	653	332811.5	7208.5	1.63	0.04	47.0	1.5	
22年	6506.0	162.0	1.82	49.5	2.0	1,358	672	342973.5	10162.0	1.68	0.05	47.0	1.5	
23年	6406.0	△ 100.0	1.78	△ 0.04	48.1	1,429	688	366199.0	23225.5	1.65	△ 0.03	45.3	-1.7	
24年	6563.0	157.0	1.80	49.7	1.6	1,438	714	382363.5	16164.5	1.69	0.04	46.8	1.5	
25年	7209.5	646.5	1.93	46.9	△ 2.8	1,588	745	408947.5	26584.0	1.76	0.07	42.7	-4.1	
26年	7442.0	232.5	1.95	0.02	47.4	0.5	1,630	773	431225.5	22278.0	1.82	0.06	44.7	2
27年	7770.0	328.0	1.97	0.02	49.7	2.3	1,680	835	453133.5	21908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
28年	8088.5	318.5	2.02	0.05	50.6	0.9	1,714	868	474374.0	21240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
29年	8492.0	403.5	2.07	0.05	53.1	2.5	1,728	918	495795.0	21421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
30年	9151.5	659.5	2.13	0.06	49.5	△ 3.6	1,877	929	534769.5	38974.5	2.05	0.08	45.9	-4.1
令和元年	9778.5	627.0	2.23	0.10	52.6	3.1	1,884	991	560608.5	25839.0	2.11	0.06	48.0	2.1
2年	9919.0	140.5	2.24	0.01	53.1	0.5	1,893	1005	578292.0	17663.5	2.15	0.04	48.6	0.6
3年	10247.0	328.0	2.28	0.04	50.9	△ 2.2	1,974	1005	597786.0	19494.0	2.20	0.05	47.0	-1.6
4年	10527.0	280.0	2.31	0.03	52.1	1.2	1,975	1028	613958.0	16172.0	2.25	0.05	48.3	1.3
5年	11032.0	505.0	2.37	0.06	53.7	1.6	1,963	1055	642178.0	28220.0	2.33	0.08	50.1	1.8

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者並びに
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であって、
次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。
①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に
精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分として
カウントしている。

(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	法定雇用率未達成企業の数	②不足数				③	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人以上5人以下		
規模計	908	609 (67.1%)	167 (18.4%)	66 (7.3%)	53 (5.8%)	10 (1.1%)	3 (0.3%)
43. 5～100人未満	506	467 (92.3%)	39 (7.7%)	-	-	-	-
100～300人未満	276	114 (41.3%)	97 (35.1%)	44 (15.9%)	21 (7.6%)	-	-
300～500人未満	63	21 (33.3%)	12 (19.0%)	13 (20.6%)	14 (22.2%)	3 (4.8%)	-
500～1,000人未満	45	5 (11.1%)	18 (40.0%)	7 (15.6%)	11 (24.4%)	3 (6.7%)	1 (2.2%)
1,000人以上	18	2 (11.1%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)	7 (38.9%)	4 (22.2%)	2 (11.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模区分内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。
3 ②不足数「規模計」「500～1,000人未満」欄の割合の合計については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

2 公的機関における在職状況

(1) 府の機関の状況 (法定雇用率2.6%)

機関名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府(知事部局)	4,898.0	128.0	2.61	0.0
京都府公営企業	134.0	2.0	1.49	1.0
京都府警察本部	739.0	17.5	2.37	1.5
合 計	5,771.0	147.5	2.56	2.5

(2) 市町村の機関の状況 (次頁)

(3) 府の教育委員会の状況 (法定雇用率2.5%)

機関名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	10,104.0	182.0	1.80	70.0

3 独立行政法人における雇用状況(各機関)

(1) 独立行政法人の状況 (法定雇用率2.6%)

機関名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都市住宅供給公社	178.0	4.0	2.25	0.0
京都府公立大学法人	2,270.5	61.0	2.69	0.0
地方独立行政法人 京都市立病院機構	820.0	17.5	2.13	3.5
公立大学法人 京都市立芸術大学	109.5	2.0	1.83	0.0
公立大学法人 福知山公立大学	58.0	2.0	3.45	0.0
独立行政法人 京都市産業技術研究所	64.0	1.0	1.56	0.0
合 計	3,500.0	87.5	2.50	3.5

(2) 市長村の機関の状況（法定雇用率2.6%）

機 関 名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市	8,500.0	232.0	2.73	0.0
宇治市 ※3	1,668.5	47.0	2.82	0.0
福知山市 ※3	985.0	34.5	3.50	0.0
舞鶴市 ※3	1,018.0	33.0	3.24	0.0
京丹後市 ※2 ※3	1,195.0	28.5	2.38	2.5
長岡京市 ※2 ※3	731.0	17.0	2.33	2.0
亀岡市 ※3	963.5	20.0	2.08	5.0
南丹市 ※3	630.5	15.0	2.38	1.0
八幡市 ※3	863.5	22.5	2.61	0.0
木津川市 ※3	680.5	19.0	2.79	0.0
京田辺市	642.5	16.5	2.57	0.0
城陽市	583.0	21.0	3.60	0.0
綾部市 ※2 ※3	521.5	8.5	1.63	4.5
向日市	404.0	10.0	2.48	0.0
宮津市 ※3	275.5	7.0	2.54	0.0
精華町	335.0	9.0	2.69	0.0
京丹波町	291.5	6.0	2.06	1.0
久御山町	345.5	9.0	2.60	0.0
与謝野町 ※2 ※3	348.0	8.0	2.30	1.0
大山崎町 ※2	165.0	3.0	1.82	1.0
宇治田原町	135.0	3.0	2.22	0.0
井手町	191.0	5.0	2.62	0.0
伊根町	85.0	3.0	3.53	0.0
和束町	94.5	4.0	4.23	0.0
笠置町 ※2	52.0	0.0	0.00	1.0
南山城村	79.5	3.0	3.77	0.0
京都市教育委員会 ※1	6,341.0	142.5	2.25	15.5
京田辺市教育委員会	140.0	2.0	1.43	1.0
城陽市教育委員会	108.5	2.0	1.84	0.0
向日市教育委員会	67.0	2.0	2.99	0.0
京都市上下水道局	1,212.0	36.0	2.97	0.0
京田辺市上下水道部	45.0	1.0	2.22	0.0
京都市交通局	622.5	16.0	2.57	0.0
国民健康保険南丹病院組合 ※2	437.5	9.0	2.06	2.0
福知山市民病院	512.0	8.0	1.56	5.0
国民健康保険山城病院組合	370.5	5.0	1.35	4.0
京都市消防局	181.0	9.0	4.97	0.0
城南衛生管理組合	95.5	3.0	3.14	0.0
亀岡市立病院	108.5	2.0	1.84	0.0
船井郡衛生管理組合	43.0	4.0	9.30	0.0
合 計	32,068.0	826.0	2.58	46.5

※1 市町村機関の法定雇用率は2.6%です。（京都市教育委員会は2.5%）

※2 京丹後市は、雇い入れ等により令和5年12月1日時点で不足数は0人です。

長岡京市は、雇い入れ等により令和5年12月1日時点で不足数は0人です。

綾部市は、雇い入れ等により令和5年12月1日時点で不足数は0人です。

与謝野町は、雇い入れ等により令和5年12月1日時点で不足数は0人です。

大山崎町は、雇い入れ等により令和5年12月1日時点で不足数は0人です。

笠置町は、雇い入れ等により令和5年12月1日時点で不足数は0人です。

国民健康保険南丹病院組合は、雇い入れ等により令和5年12月1日時点で不足数は0人です。

※3 特例認定機関

①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市公営企業水道部と特例認定を受けている。

②福知山市は、福知山市教育委員会及び福知山市上下水道部と特例認定を受けている。

③舞鶴市は、舞鶴市教育委員会及び市立舞鶴市民病院と特例認定を受けている。

④京丹後市は、京丹後市教育委員会及び京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院と特例認定を受けている。

⑤長岡京市は、長岡京市教育委員会及び長岡京市監査委員と特例認定を受けている。

⑥亀岡市は、亀岡市教育委員会と特例認定を受けている。

⑦南丹市は、南丹市教育委員会と特例認定を受けている。

⑧八幡市は、八幡市教育委員会と特例認定を受けている。

⑨木津川市は、木津川市教育委員会及び木津川市上下水道部と特例認定を受けている。

⑩綾部市は、綾部市教育委員会と特例認定を受けている。

⑪宮津市は、宮津市教育委員会と特例認定を受けている。

⑫与謝野町は、与謝野町教育委員会と特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人の関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、京都労働局の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。